

① 所得金額（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）

所得の種類	説明	所得の種類	説明																														
① 営業等	販売業、製造業、修理業、建設業、サービス業など、いわゆる営業から生じる所得のほか、外交員、大工、左官、ホステス、個人教授、画家などの自由職業や漁業などの事業から生じる所得です。 ※収支内訳書を添付してください。	④	利子 公社債および預貯金の利子、公社債投資信託、合同運用信託の収益の分配による所得です。																														
		⑤	配当 株式の配当、剰余金の分配などの所得です（上場株式等の配当で源泉徴収済のものについては原則申告不要ですが、申告された場合は扶養判定や国民健康保険料等の算定に影響がありますのでご注意ください）																														
② 農業	一般農作物・果樹・花・酪農品などの生産、農家が兼営する家畜、家きんなどの飼育から生じる所得です。 ※収支内訳書を添付してください。	⑦ 公的年金等	(a)各種社会保険制度に基づく年金、適格退職契約に基づいて支給される退職年金 (b)恩給（一時恩給以外）および過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金																														
③ 不動産	地代、家賃、貸間代、権利金または船舶、航空機の貸付などから生じる所得です。 ※収支内訳書を添付してください。		公的年金等に係る雑所得の速算表																														
⑥ 給与	給料、俸給、賃金、賞与などの所得です。 次の計算式で、所得を算出します。		雑	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>公的年金等の収入金額の合計</th> <th>割合</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳未満の人</td> <td>130万円未満</td> <td>100%</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上 410万円未満</td> <td>75%</td> <td>27.5万円</td> </tr> <tr> <td>昭和35年1月2日以前に生まれた人 410万円以上 770万円未満</td> <td>85%</td> <td>68.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上 1,000万円以上</td> <td>95%</td> <td>145.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳以上の人</td> <td>330万円未満</td> <td>100%</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上 410万円未満</td> <td>75%</td> <td>27.5万円</td> </tr> <tr> <td>昭和35年1月1日以前に生まれた人 410万円以上 770万円未満</td> <td>85%</td> <td>68.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上 1,000万円以上</td> <td>95%</td> <td>145.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・所得金額＝収入金額計×割合－控除額 ・他の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合には10万円、2,000万円超の場合は20万円を控除額から引き下げる。</p>	年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	割合	控除額	65歳未満の人	130万円未満	100%	60万円	130万円以上 410万円未満	75%	27.5万円	昭和35年1月2日以前に生まれた人 410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円	770万円以上 1,000万円以上	95%	145.5万円	65歳以上の人	330万円未満	100%	110万円	330万円以上 410万円未満	75%	27.5万円	昭和35年1月1日以前に生まれた人 410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円	770万円以上 1,000万円以上	95%
	年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	割合	控除額																													
65歳未満の人	130万円未満	100%	60万円																														
	130万円以上 410万円未満	75%	27.5万円																														
	昭和35年1月2日以前に生まれた人 410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円																														
	770万円以上 1,000万円以上	95%	145.5万円																														
65歳以上の人	330万円未満	100%	110万円																														
	330万円以上 410万円未満	75%	27.5万円																														
	昭和35年1月1日以前に生まれた人 410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円																														
	770万円以上 1,000万円以上	95%	145.5万円																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入金額(A)</th> <th>給与所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>～ 550,999</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>551,000 ～ 1,618,999</td> <td>A－550,000</td> </tr> <tr> <td>1,619,000 ～ 1,619,999</td> <td>1,069,000</td> </tr> <tr> <td>1,620,000 ～ 1,621,999</td> <td>1,070,000</td> </tr> <tr> <td>1,622,000 ～ 1,623,999</td> <td>1,072,000</td> </tr> <tr> <td>1,624,000 ～ 1,627,999</td> <td>1,074,000</td> </tr> <tr> <td>※1,628,000 ～ 1,799,999</td> <td>B×60%＋10万</td> </tr> <tr> <td>※1,800,000 ～ 3,599,999</td> <td>B×70%－80,000</td> </tr> <tr> <td>※3,600,000 ～ 6,599,999</td> <td>B×80%－440,000</td> </tr> <tr> <td>6,600,000 ～ 8,499,999</td> <td>A×90%－1,100,000</td> </tr> <tr> <td>8,500,000超</td> <td>A－1,950,000</td> </tr> </tbody> </table>	給与収入金額(A)	給与所得金額	円	円	～ 550,999	0	551,000 ～ 1,618,999	A－550,000	1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000	※1,628,000 ～ 1,799,999	B×60%＋10万	※1,800,000 ～ 3,599,999	B×70%－80,000	※3,600,000 ～ 6,599,999	B×80%－440,000	6,600,000 ～ 8,499,999	A×90%－1,100,000	8,500,000超	A－1,950,000	⑩	雑				
給与収入金額(A)	給与所得金額																																
円	円																																
～ 550,999	0																																
551,000 ～ 1,618,999	A－550,000																																
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000																																
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000																																
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000																																
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000																																
※1,628,000 ～ 1,799,999	B×60%＋10万																																
※1,800,000 ～ 3,599,999	B×70%－80,000																																
※3,600,000 ～ 6,599,999	B×80%－440,000																																
6,600,000 ～ 8,499,999	A×90%－1,100,000																																
8,500,000超	A－1,950,000																																
	※印の段階は次の算式で計算した額をBとします。 〔収入金額÷4(千円未満切り捨て)×4〕	⑪	総合譲渡 資産（船舶・機械・漁業権・貴金属など）の譲渡などによる所得です。（土地、建物等を譲渡した場合は、分離課税になります） 「特別控除額」は通常50万円です。																														
			一時 生命保険の一時金、賞金、懸賞、当選金、遺失物の拾得による報労金などの一時的な性質を持っている所得です。「特別控除額」は通常50万円です。																														
		⑧業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの																														
		⑨その他	個人年金や原稿料、印税などで他の所得にあてはまらない所得。																														

② 所得控除（その1）

控除の種類	説明	控除の種類	説明																								
⑬ 社会保険料控除	健康保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料、各種共済掛金など。支払った掛金を全額控除します。 ※年金から特別徴収されている保険料については、引き去りされた方の社会保険料控除としてのみ申告することが可能です。	⑭ 地震保険料控除	住宅や家財などの生活資産の地震保険料や平成18年末までに締結した長期損害保険契約です（満期返戻金があり、契約期間が10年以上のもの）。下記の計算式により控除額を計算します。 【地震保険料の場合】																								
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	中小企業事業団に支払った第一種共済掛金および心身障害者扶養共済制度の掛金など。支払った掛金を全額控除します。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額(A)</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 50,000円</td> <td>A÷2</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払金額(A)	計算式	～ 50,000円	A÷2	50,001円～	25,000円																		
支払金額(A)	計算式																										
～ 50,000円	A÷2																										
50,001円～	25,000円																										
⑮ 生命保険料控除	生命保険契約、簡易保険契約、郵便年金契約、農業協同組合等の生命保険契約です。 一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ下の計算式により計算した控除額の合計額です（合計限度額70,000円）。 【新契約】平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 【旧契約】平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 【生命保険料控除の計算式】※介護医療保険料は新契約の計算式です。	⑯ 勤労学生控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額(B)</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 5,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～ 15,000円</td> <td>B÷2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>地震保険料と旧長期損害保険料と両方ある場合は、それぞれで求めた金額の合計額です（合計限度額25,000円）。</p>	支払金額(B)	計算式	～ 5,000円	全額	5,001円～ 15,000円	B÷2+2,500円	15,001円～	10,000円																
	支払金額(B)		計算式																								
～ 5,000円	全額																										
5,001円～ 15,000円	B÷2+2,500円																										
15,001円～	10,000円																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約</th> <th colspan="2">旧契約</th> </tr> <tr> <th>支払金額(A)</th> <th>計算式</th> <th>支払金額(B)</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 12,000円</td> <td>全額</td> <td>～ 15,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～ 32,000円</td> <td>A÷2+6,000円</td> <td>15,001円～ 40,000円</td> <td>B÷2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～ 56,000円</td> <td>A÷4+14,000円</td> <td>40,001円～ 70,000円</td> <td>B÷4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円</td> <td>70,001円～</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記の計算式により計算した控除額の合計額です（新旧契約双方の合計限度額28,000円）。</p>	新契約		旧契約		支払金額(A)	計算式	支払金額(B)	計算式	～ 12,000円	全額	～ 15,000円	全額	12,001円～ 32,000円	A÷2+6,000円	15,001円～ 40,000円	B÷2+7,500円	32,001円～ 56,000円	A÷4+14,000円	40,001円～ 70,000円	B÷4+17,500円	56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円	⑰	本人の所得が75万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の方 ・学校教育法第1条に規定する学生 ・国、地方公共団体、または学校法人等の設置した各種学校の生徒等
新契約		旧契約																									
支払金額(A)	計算式	支払金額(B)	計算式																								
～ 12,000円	全額	～ 15,000円	全額																								
12,001円～ 32,000円	A÷2+6,000円	15,001円～ 40,000円	B÷2+7,500円																								
32,001円～ 56,000円	A÷4+14,000円	40,001円～ 70,000円	B÷4+17,500円																								
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円																								
⑰ 寡婦控除	・夫と離婚後に再婚しておらず、扶養親族がおり合計所得金額が500万円以下の方 ・夫と死別後、再婚していない女性や、夫の生死の明らかでない女性で、合計所得金額が500万円以下の方	⑱	本人が障害者である、または同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）（※1）及び扶養親族のうち障害者がいる																								
⑱ ひとり親控除	次の要件全てに該当する方 ・合計所得金額が500万円以下 ・ひとり親で生計を一にする総所得金額等が48万円以下の子あり ・住民票上の世帯に未届の妻（夫）にあたる続柄の記載がない	⑲	障害者の区分																								
		⑳	障害者控除																								
			特別障害者…身体上の障害の程度が1、2級の方、ねたきり老人で特に複雑な介護を受ける方、重度の知的障害者など																								
			その他障害者…上記以外の障害者																								
			同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）（※1）または扶養親族が同居特別障害者の場合は、上記の控除額に23万円を加算した額になります。																								

② 所得控除(その2)

控除の種類	説明				控除額				控除の種類	説明								
① 配偶者控除	同一生計配偶者がいる場合で、所得者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方は下記の控除額が適用されます。								③ 扶養控除※2	生計を一にしている配偶者以外の親族で前年中の合計所得金額48万円以下の扶養親族の区分				控除額				
	所得者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	特定扶養親族…19歳以上23歳未満の方 (平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方)				45万円								
	一般配偶者		33万円	22万円	11万円	老人扶養親族…70歳以上の方 (昭和30年1月1日以前に生まれた方)				38万円								
	老人控除対象配偶者		38万円	26万円	13万円	同居老親等…老人扶養のうち本人または配偶者の直系尊属で同居している方				45万円								
	老人配偶者…70歳以上の配偶者(昭和30年1月1日以前に生まれた方)		一般配偶者…上記以外の配偶者		※所得者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は上記の控除額は適用されません。 本人の合計所得金額に応じて、生計を一にする配偶者(内縁関係を除く)がいる場合、配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の方 ※所得者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は下記の控除額は適用されません。													
	基礎控除		控除額 43万円 ※3				④ 雑損控除				災害、盗難、横領により住宅家財等の資産が損害を受けたとき。 (a)損害金額－保険金で補てんされる金額－〔総所得金額等×10%〕 (b)災害関連支出の金額－5万円 上記(a)、(b)のいずれか多い方の金額。							
	医療費控除		従来からの医療費控除(限度額200万円) 医師に支払った診察代や治療費、病気のための医薬品の購入等で支払った費用。 (支払った医療費－保険金などで補てんされる金額) －〔総所得金額等の5%または10万円との少ない方〕 (b)セルフメディケーション税制(限度額88,000円) 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が スイッチOTC医薬品の購入で支払った費用。 スイッチOTC医薬品の購入費－12,000円 上記(a)、(b)のいずれか多い方の金額。															
	⑤ 配偶者特別控除		所得者の合計		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の合計所得金額		48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	
					33万円	22万円	11万円			33万円	21万円	11万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
					31万円	21万円	11万円			31万円	21万円	11万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

- ※1: 同一生計配偶者…生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下である配偶者(内縁関係は除く)。
控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である所得者(納税義務者)の配偶者。
- ※2: 16歳未満(平成21年1月2日以降生まれの方)の扶養親族については、所得控除対象としての扶養ではなくなりましたが、非課税限度額の算定においては扶養親族となりますので、必ず申告を忘れないようにしてください。
- ※3: 本人の合計所得金額が2,400~2,450万円なら29万円、2,450~2,500万円以下なら15万円、2,500万円超の場合0円となります。

③ 所得金額調整控除

- ・給与と収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害控除を適用している方
⇒計算式: (収入金額(1,000万円上限)－850万円)×10%
- ・給与と所得と年金所得があり、合計額が10万円超の方
⇒計算式: 給与と所得＋年金所得(各所得10万円上限)－10万円
上記の計算式によって算出された金額を給与所得から控除します。

非課税限度額

障害者・寡婦・寡夫・未成年者＝135万円以下(合計所得金額)

{給与と収入＝2,043,999円以下 年金収入(65歳未満)2,166,667円以下}

<均等割>「合計所得金額」※本人のみの方は42万円以下

32万円×(本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数)＋29万円以下

<所得割>「総所得金額等」※本人のみの方は45万円以下

35万円×(本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数)＋42万円以下

<森林環境税>「合計所得金額」※本人のみの方は41.5万円以下

31.5万円×(本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数)＋28.9万円以下

人数 (本人を含む)	均等割	所得割
	(合計所得)	(総所得)
1人	42万円	45万円
2人	93万円	112万円
3人	125万円	147万円
4人	157万円	182万円

④ 税額控除(寄附金税額控除)

<対象となる寄附金>

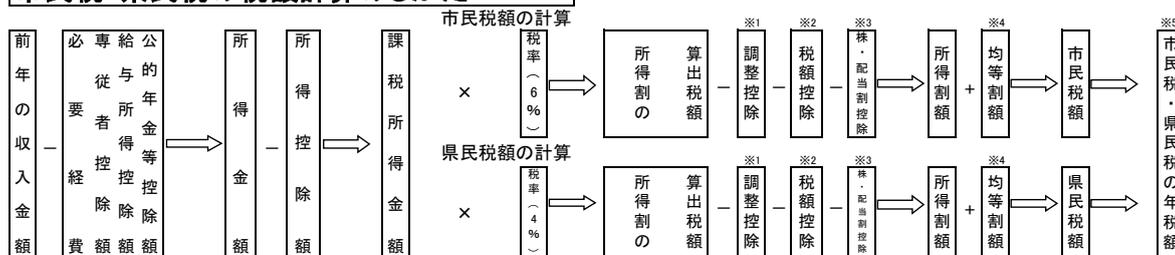
(1) 都道府県、市区町村 (2) 共同募金会、日本赤十字社(賦課期日現在の住所地のもの)

(3) 防府市又は山口県が条例により指定する法人・団体等

※寄附金税額控除の適用下限額は2,000円です。

※申告をされる場合は、申告書裏面「15 寄附金に関する事項」の該当する欄に記入してください。

市民税・県民税の税額計算のしかた



- ※1 調整控除…申告者の基礎控除や扶養控除等の適用状況に応じて住民税と所得税の控除の差による負担増を調整します。
- ※2 税額控除…配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除・住宅借入金等特別税額控除
- ※3 株・配当割除…源泉徴収済の配当・株式譲渡所得・特定公社債等を申告された場合、所得割から源泉徴収された住民税額を差し引きます。
なお、差し引くことができなかった金額がある場合は、市民税・県民税の年税額決定後、それに充当または還付します。
- ※4 均等割額…一定の金額を超える所得がある方に、一律に負担していただく税額です。
- ※5 平成31年に設立した「森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律」に基づき、R6年度から、森林環境税(国税)が課税されます。(年税額1,000円)